

あしたのニッポン



2007年6月 第1号

- 1・2面 3兆円の税源移譲
- 3面 めざせ1人1日1kgCO₂削減
- 4面 「あなたのCO₂削減 アイデア大募集!」
「私のチャレンジ宣言」



国から地方への税源移譲では、所得税と住民税を合わせた年額の納税額は基本的に変わりません。

国から地方へ、3兆円規模の税源移譲が行われることにより、今年の6月から住民税額が変わります。多くの方は今年1月からすでに所得税が減っていますが、6月からは代わりに、住民税が増えることとなります。所得税と住民税を合わせた負担額は、税源移譲では基本的に変わりません。

なお、税源移譲とは別に、平成11年に緊急の景気対策として導入された定率減税が廃止されるに伴う税負担が生じますのでご注意ください。

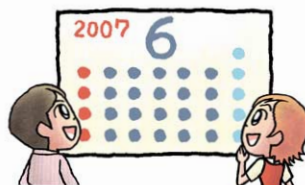
Q 6月から住民税が増えるってホント？



A はい。でも、代わりにすでに1月から所得税が減っています。

多くの方は、6月から住民税が増えることとなります。これは税源移譲により、国に納める所得税から地方公共団体に納める住民税へ、税源を移し替えるからです。代わりに今年の1月から、すでに所得税は減っています。したがって、所得税と住民税を合わせた1年分の負担は、基本的に変わりません。サラリーマンの方は、給料明細書などで確認してみてください。(比較は平成18年

11月分と平成19年1月分とで行うことをオススメします。平成18年12月分は年末調整が行われているため、比べる対象としてはオススメできません。)年金受給者の方は、2月支給分からすでに所得税が減っています。代わりに6月から住民税が増えることとなります。また、事業を営んでいる方の多くは、6月から住民税が増えて、その後納める所得税額が減少します。

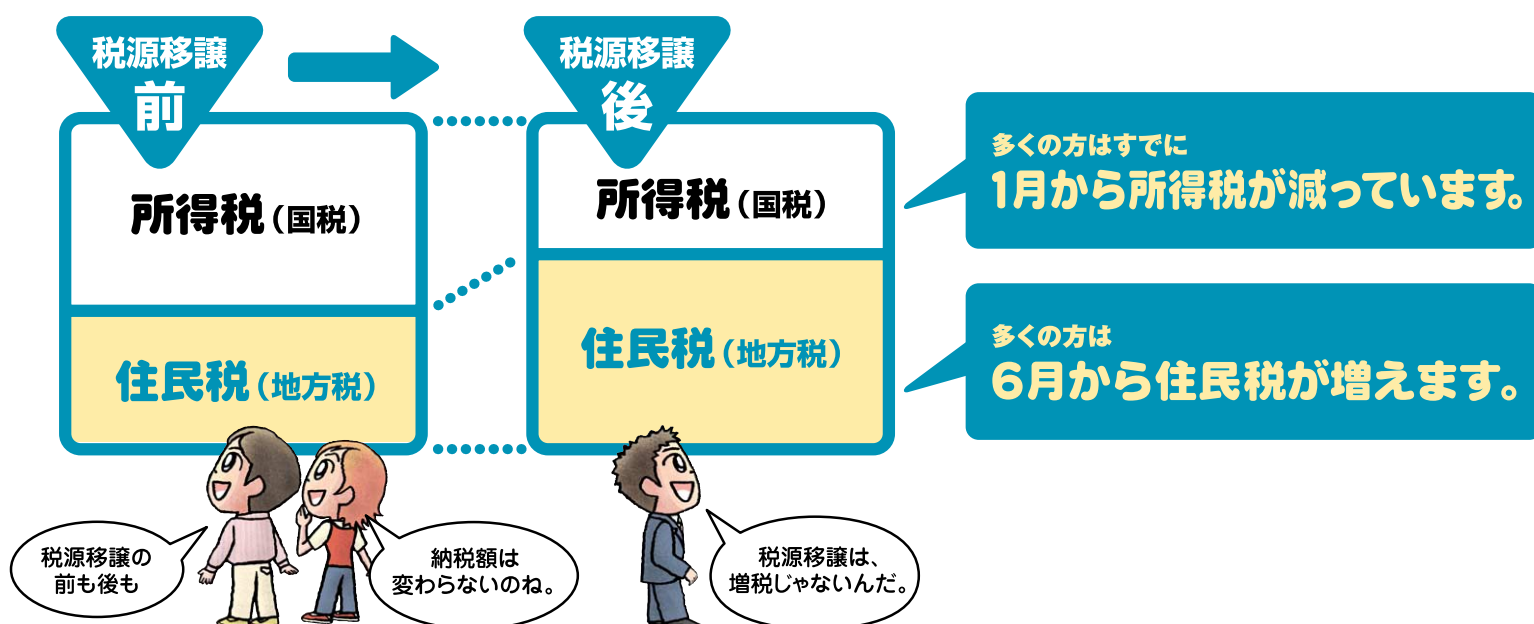


Q 増税じゃないんだね？



A 税の負担額はこれまでと同じ。税源移譲は増税ではありません。

税源移譲は増税ではありません。国税(所得税)の一部を減らして、その分、地方税(住民税)を増やすことで、税源を移し替えるものです。したがって、所得税と住民税それぞれの税率は変わりますが、所得税と住民税を合わせた年額の税負担は、基本的に変わりません。ただし、税源移譲とは別に、今年から定率減税が廃止されますので、これに伴い、所得税・住民税の負担は元に戻り、その分は増えることとなります。

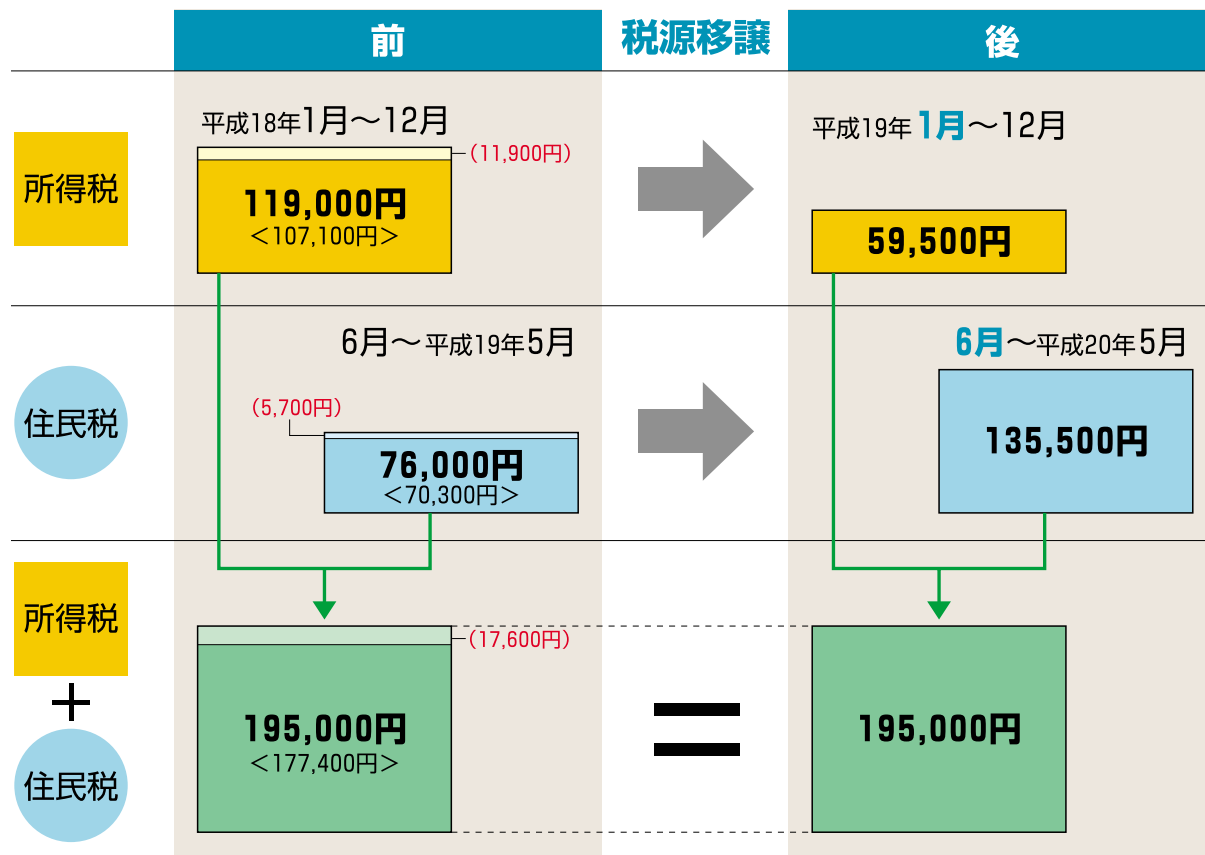


2面もご覧ください。

税源移譲で所得税と住民税は、こう変わります！

例：サラリーマンで夫婦と子ども2人で、年収500万円の家庭の場合（1年間）

（※子どものうち1人は16歳以上23歳未満）



<>内税額は、定率減税部分を除いた税額です。
※上記の薄い色の部分は定率減税により、特別に減税されていた部分です。

税源移譲では、所得税と住民税を合わせた年額の納税額は基本的に変わりません。ただし、給与所得者の場合を例にとってみると、①所得税は、毎月の給与（12ヶ月分）からの源泉徴収のほかボーナス（4ヶ月相当分）からの徴収が行われているため、毎月の税額は、その分低くなっており、②住民税は、毎年度分（12ヶ月分）の税額を月額換算してボーナスでの徴収がないため、所得税における1月ごとの減税分と、住民税における1月ごとの増額分は一致しません。また、実際の納税額は、定率減税の廃止や、皆さんの収入の増減等の影響が生じることにもご留意ください。

身近でよりよい行政サービスを目指して、国から地方へ税源移譲を行います。

Q どうして税源移譲するの？

A 地方分権推進のため、「三位一体改革」の柱の一つとして実施されます。

税源移譲は「三位一体改革」の一環として行われます。「三位一体改革」とは、地方分権を推進するため、「地方にできることは地方に」という理念のもと、地方の権限と責任を大幅に拡大して、地方自治の本来の姿を実現することを目指しています。税源移譲は、「国から地方への補助金・負担金の廃止・縮減」「地方交付税の見直し」とともに、「三位一体改革」の柱の一つです。納税者が国に納める税金（所得税）を減らし、所得税をもとに国から地方に出していた補助金も減らし、住民が地方（都道府県・市区町村）へ直接納める税金（住民税）を増やします。これによりおよそ3兆円の税源を国から地方へ移譲します。これが税源移譲です。

Q どんなメリットが生まれるの？

A 行政サービスが、身近な地域に合ったものになっていきます。

学校教育、保育や介護などの福祉、警察、消防、ごみの収集、道路や河川の整備・管理、公園の建設といった身近な行政サービスは、皆さんが納める税金により、市区町村や都道府県が提供しています。したがって、地元の市区町村や都道府県に税金を納めるのが自然な姿です。しかし、これまでは、所得税として国に納めた税金が、補助金として県や市区町村に回ってきていました。国の補助金には用途の制限があり、地域に合った行政ができないといった問題が指摘されてきました。そこで3兆円規模の税源移譲により、できるだけ市区町村や都道府県が住民から直接税金を集めて、自らの判断で使い途を決められるようにし、身近でより良い地域に合った行政サービスの実現を目指しています。



■ 詳しくはお住まいの都道府県・市区町村の税務担当課にお問い合わせください。
■ この広報についてのお問い合わせは、
総務省自治税務局市町村税課
TEL.03-5253-5669
http://www.soumu.go.jp/
～給与明細に異変!?～
総務省HPIに給与所得者（独身者）向け「税源移譲モバイルサイト」を開設
財務省主税局総務課
TEL.03-3581-0194
http://www.mof.go.jp